

西宮市障害者支援施設の設置の届出等に係る様式を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第2条第2項第3号の2に規定される障害者支援施設を設置経営するときの法の規定に基づく届出等の手続きに関して、必要な様式を定めるものとする。

(設置届)

第2条 法第62条第1項の規定による届出は、障害者支援施設設置届(様式第1号)により行わなければならない。

2 法第62条第2項の規定による許可の申請は、障害者支援施設設置許可申請書(様式第2号)により行わなければならない。

(変更届等)

第3条 法第63条第1項の規定による変更の届出は、障害者支援施設事業変更届(様式第3号)により行わなければならない。

2 法第63条第2項の規定による変更許可の申請は、障害者支援施設事業変更許可申請書(様式第4号)により行わなければならない。

(廃止届)

第4条 法第64条の規定による事業廃止の届出は、障害者支援施設廃止届(様式第5号)により行わなければならない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、届出等の手続きに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。